

1. 倫理対象の拡大と環境倫理

科学技術とくに交通と通信技術が発展した今日の社会においては、人の行為だけでなく作られた物の存在や、行為の結果生じた状態そのものが、初源となった行為を離れて倫理的問題を引き起こす加害主体となり得る。環境倫理問題はそのわかりやすい典型例である。

これについては例えばカントの時代の倫理学と現代における倫理学がどう違うのか生産関係の発展がもたらす倫理関係の変化を確認しておく必要があるだろう。今道友信(1990)は、その著「エコエティカ」¹⁾で明快に説明している。

行為と行為のもたらす害悪の結果が顔が見える隣人の範囲を超えて非常に遠いところで、そして非常に大きな影響を持ち得ること、それが生産力の増大とともに起こり得るようになってきたこと、それに対応して新しい倫理学が求められているということで、隣人概念の転換と団体倫理を考えなければならないことを指摘している。事例としてオゾン層破壊物質放出や原子力の倫理も語っている。

地球環境問題の出現において明かなように生産力の発展は関係の存在論的な構造の変化をもたらした。地球環境問題においては、起因となった初源的な主体を特定するまでもなく人間の行為の結果生じた地球環境の変化が倫理を問われるまでの深刻な諸影響をもたらす場合があるが、そこで誤解してはならないのは諸影響の先が未来世代の人間だけでなく地球上の動植物であったり、地球そのものであったり、倫理の対象は人間だけではないということである。すなわち古典的な倫理問題は顔が見える人間関係下のものであったが、20世紀後半以降の地球環境問題を認知した後の倫理問題は人と人の倫理を越えて、一挙に人為行為の結果生じる物と物の倫理関係をも取り上げなくてはならなくなったのである。それも能動体、被動体の両側において人と人だけでなく、人、物、状況の相互の組み合わせにおいて、面前の人間関係から空間的には地球全体の、時間的には数世紀にわたる超長期の諸影響に倫理的な問題が起こり得るということである。具体例で言えば原子力発電所の事故や遺伝子操作など、人間界だけでない生物種の存続に影響し、万年単位の半減期を持つ放射性物質を残したり、それ以上長期の不可逆的な遺伝子情報の破損、結果として発生する状況に対して、初源的な行為に立ち戻って倫理が問われる。

もともと倫理は行為主体者としての人々が他人や社会に対して不利益な迷惑なことをしないように自制する規範概念であり、行為者と直接の係りがある人との関係を問題にしたものであった。ところが環境倫理になると不利益を被る人がどこの誰なのか全く特定できないまま強い自制を強いられることが起き得る。例えばオゾン層破壊物質の放出はウィーン条約モントリオール議定書で世界的に禁止されている。オゾン層破壊物質を冷媒にした冷蔵庫を勝手に捨てて、その冷媒が大気中に放出されてしまうともはや取り返しがつかない。二十年後に南極上空に達してオゾンホール形成に帰結するであろう。国内法で完全回収が義務付けられているのに回収率は今も3割強でしかない。この影響を知らながらきちんとした対応を取らないのは倫理にもとる行為であるが、誰かが困っている姿を想像するこ

とはできないので違法行為をしても自分が非道なことをしていると自覚はしにくい。

気候変動問題を引き起こすとされる CO2 の排出も我々は日常生活の中で罪の意識なく電気やガスを使い続けており、排出削減に向けての省エネルギーもできることを最大限しているわけではない。

このように世界的に工業製品が普及し地球規模の環境問題が発生している現代社会において新しい問題として起きてきた環境倫理問題はアリストテレスやカントが論じていた倫理問題とは問題の構造が全く異なるのである。建築環境倫理を考えるに先立ち、環境倫理一般のこの本質、人と人の倫理と環境倫理はかなり違ったものであるということを認識しておく必要がある。

倫理は行為の責任が問われるものであるが、このような問題においては初源的な行為者を離れて、長い影響連鎖の果てに大きな問題を引き起こすので、行為者の責任を特定し難い構造の倫理問題であり、古典的な倫理問題とかなり異なる新しい構造の倫理問題と言える。このように環境倫理問題が古典的な倫理問題と本質的に異なるのは人と人の倫理問題と全く次元を異にする物と物の関係を含む倫理問題であるということなのであって、それも人間の一生を遙かに超えた超長期の全地球的な積分された総影響を問題にしなければならないのである。しかし倫理問題はその根本において、ある個人がある時行った行為の結果に対する責任を問うものであることだけは変わらない原点である。このように環境倫理問題は考慮すべき影響範囲が時間的空間的に最大限に大きいということが最たる特徴であり、一方で問われる能動体は一個人、一法人である場合から誰と特定できない人類全体である場合まであり得る。例え全人類 60 億人の総責任としても一個人、一人一人の行為であり、その規模の隔たりが最大限であることを意味しているが、大規模な法人が大きな影響を持ち得る能動体である場合が多い。

地球規模の環境問題や原子力爆弾あるいは原子力発電事故においては特に汚染行為の発生から顕著な汚染影響が確認されるまでに長い時間がかかることが特徴であり、それ故に極めて不可知な状況において判断を迫られているということである。またそれ故に予防措置が問われるということである。

このように環境倫理問題は問題構造が従来型の人と人の間の関係を基礎にした存在構造とは全く異なる構造下の問題であること、時間的空間的規模と関与する人間の集団的規模も巨大であり、旧来の倫理概念を安易に延長適用してはならないものである。設計者、技術者の倫理、あるいは組織の倫理関係は人と人の関係を基礎にした従来型の倫理問題であるが、地球規模の環境倫理は別物であることを十分確認しておきたい。また科学的知見は常に進化しており最新の知見に基づいた判断が求められている。例えば気候変動問題については 2014 年 11 月に IPCC 第 5 次報告書 (WG I~III) が世界的に公開された 2)。

2. 技術者倫理と建築倫理

技術者倫理は人の行為の倫理であってカント以前からの古典的な倫理学の枠内で論ずることもできる。設計倫理は行為なのでその枠内であるが、工事倫理も行為であってその枠内であろう。しかし建築倫理は建築物そのものが人や物に与える影響を問うものである。本稿ではこのような課題の特定に基づいて建築倫理について考える。

もちろん建築物の存在は建築主、設計者、技術者の行為の総合の結果として形成されているものであるので、倫理的責任は関係者の行為に遡って問われるものであるが、あえて建築倫理を行為者間の倫理と明確に区別するため、ここでは建築存在そのものを問うという論理構造で建築倫理を考えることにする。

3. 建築法規と建築環境倫理

建築基準法では一定の基準を満たしていれば適法とされるが、基準を境に性能上、可と否に大きな段差があるわけではない。基準による法規制が法の遵守だけに関心が行き、適切か、望ましいかどうか、ということへの検討を疎外し、適法だから問題ないという短絡的な思考停止に陥る恐れがある。建築環境倫理はいったん法規制を離れて判断主体が望ましいと考える建築を実現し維持することに寄与すべきものであることを最初に確認しておきたい。

4. 建築環境倫理

建物の存在が何らかの障害、迷惑、悪影響をもたらす場合において建築倫理が問われる。ここで扱う建築環境倫理とは建物の存在から派生する倫理問題である。特定の地点の**建物**存在という物から派生する問題構造下にあるので影響の発生源が空間的に限定されている点が環境倫理一般の問題とは異なる。

考えられる事象を整理すれば表1のような事項が揚げられる。**建物**の居住者、利用者、隣接地の建物利用者のような直接的な関わりを持つ人との関係から、次世代倫理を越えて、地球環境問題のように倫理対象が地球環境そのものである場合まで、空間的に時間的に、**建物**内から地球規模まで、現前の事象から数百年、数万年先の超長期まで様々な形態の倫理問題が派生し得る。しかし空間的にも時間的にも近傍、現前の狭い範囲での影響が大きく、空間的に距離がある先や長期間の影響は距離に比例して重みが小さくなる構造にあると言えるだろう。

表1 建築環境倫理 表内 建物

倫理要素	空間的影響範囲	時間的影響範囲		
基礎機能、使いやすさ	居住者、利用者	日常	基本	
室内温湿度環境	居住者、利用者	日常	室内	*A
気候風土適応建築	地域	日常	室内	
快適性	居住者、利用者	日常	室内	
日照	居住者、利用者	日常	室内	
日影	隣接地	日常	近隣	
通風	居住者、利用者	日常	室内	
騒音、振動	近隣者	日常	近隣	
結露、かび	居住者、利用者	日常	建物	
アスベスト	居住者、利用者	日常(数十年後中皮腫発病)	健康	*B
健康影響(放射性物質汚染等)	居住者、利用者	日常,次世代,遺伝子	健康	*C
その他健康影響(化学物質汚染等)	居住者、利用者	日常	健康	*D
白蟻	建物自体	建築寿命期間	建物	
構造安全性	居住者、利用者,建物自体	地震時危険,資産価値喪失	建物	
延焼危険	隣接地建物	日常	建物	
景観	居住者、利用者	日常	近隣	
眺望	居住者、利用者	日常	室内	
悪臭	居住者、利用者、近隣者	日常	近隣	
電波障害	居住者、利用者、近隣者	日常	近隣	
局地風害	居住者、利用者、近隣者	日常	近隣	
自然表土減少、緑地減少	敷地内	日常	敷地	
室内空気汚染	居住者、利用者	日常	健康	
大気汚染	地域	日常	健康	
農薬汚染	敷地内	日常(植木の防虫等)	敷地	
土壌汚染	敷地内	日常	敷地	
水質汚濁	敷地内、下流近隣、下水先	日常	環境	
オゾン層破壊物質放出	地球	超長期(30年後オゾンホール形成)	環境	*E
温室効果ガス排出	地球	超長期	環境	
素材の資源消費影響	地球	超長期	資源	
解体廃棄物環境影響	地球	超長期	資源	
修理改修容易性	建物自体	建築寿命期間	資源	
建物寿命	建物自体	建築寿命期間	資産	
維持管理	建物自体	建築寿命期間	資産	
老朽建築放置	建物自体	建築寿命期間	資産	*F
建築LCA総合評価	建物自体	建築寿命期間	環境	
建築美観、様式認識形成	居住者、利用者、地域者	長期、次世代	美観	

*A：暖冷房空調設備があればその性能であるが、設備にたよらず**建物**本体の熱性能により室内環境を保持できる場合もある
るので、この表記とした

*B：既存建築で天井裏等にアスベストが使われている場合への対処。解体時とくに留意

*C：原発事故後は大放射性物質汚染被害地での居住について問題となる。それ以前からの問題としてコンクリート骨材中のラドン娘核種汚染がある

*D：防蟻剤で毒性が強く健康影響が問題になる物質による室内空気汚染、接着剤中の化学物質による室内空気汚染等がある

*E：暖冷房空調機器、冷蔵庫冷媒、ウレタン発泡剤、消火剤

*F：倒壊の危険、防犯上の問題、解体費用負担問題等

この表の要素を逐一説明するまでもないが、**建物**存在と各主体の関係は直接的な影響を受ける人から弱い関係、あるいは地球環境影響のように特定できない多数者への影響、あるいは地球そのものへの物対物の影響関係もある。

当然、居住者、勤務空間として利用する人、商店の顧客等として訪問する人等、**建物**と接する機会が多い順に強い倫理関係から弱い倫理関係へと傾斜してゆく。

健康影響を例にとると、例えば接着剤に含まれる化学物質が室内空気汚染を通じて化学物質過敏症の人に著しい健康影響をもたらす場合があり、それが倫理問題となり得る。実際に偽って低品質の接着剤を使用して建物利用者に健康影響が出た事例もある。福島原発事故以前にもセメント骨材に起因するラドン娘核種という放射性物質汚染が問題視されたことがあったが、昨今の福島原発事故以来注視されているように、今後は低水準であっても放射性物質汚染を放置すること、汚染されていないことの確認を怠ることが倫理問題として扱われることになるであろう。建物が放射性物質に汚染されている場合、次世代への影響や遺伝子への影響が懸念されることもあり得る。

次に隣接敷地等建築物の影響を直接受ける立場の主体者である。その次にそれより弱い影響を受ける近隣者が存在する。景観問題等はそのような関係として問題にされるであろう。さらに弱い関係はその建物の美観や使い勝手が建築物の標準形として知らずのうちに認識に刷り込まれるような関係である。

5. 建築倫理 各論 (表1の要因説明)

5-1. 建物使用者との関係

使いやすい建物、快適な室内環境、結露やカビが発生しないこと、使用上安全な建物(すべらない、転落しない等)、迷子にならない建物、等、建物の基本性能が使用者に与える便益に支障がある場合に倫理性が問われる。

接着材等から発生する室内空気の化学物質汚染もこの問題系に属する。

5-1-1. 基本性能

建物存在が支障なく安全、快適に過ごせる空間性能を供与すること。それが満たされていない、なにかの欠陥がある場合、違法かどうかと関係なく、企画、設計、施工時点でそれに気づいていなかったとしても、欠陥が認識された時点で、そのまま使い続けることは倫理問題になる。欠陥に気がついた者は関係者(建物の使用者)にそれを伝えるべきであり、それを怠った場合に倫理を問われる。

5-1-2. 設計上の性能制約

集合住宅では敷地の形状、建物の向き等により十分な性能をあきらめている場合が多い。日照、通風ともに不十分な建物であっても、利用者がはじめからあきらめている場合もある。とくにそれが建設費や建物販売業者の利益優先で性能の不十分さを解決していない場合がある。これは倫理問題である。しかしそれが常態化すると倫理基準が下がり性能を改善できる可能性を最初から放棄しても当然という感覚が定着し、使う側も不自由を当然と

して受け入れてしまう。戸建でも敷地の制約が強い場合には類似のことが起き得る。この手の問題は指摘する人が少なければ倫理性が問われにくいことである。最近日本の社会はいわゆる建築自由、私有資産形成としてあるいは企業活動として所有権を持つ者が行う建築行為に社会が口を挟まない社会傾向が以前より増しているのではないか。各個が自分のことで忙しくてよそ様の行うことにかまっている余裕が乏しいのであろうか。結果として倫理的な再考の機会が失われ保身的な理由から短期的な利益を重視して出来上がる建築の質が低下してはいないか。ひとたび建設されれば長期使用し社会的資産でもある建築がより望ましい形で実現されるような社会的な仕組みが創られてよい。

5-1-3. 構造上の欠陥（耐震性の問題）

既存不適格建築は違法ではないが、地震に伴う危険を知りながらそのまま使い続けることは倫理的な問題であり得る。最近突風被害も増えており、耐風性も十分考慮されるべき設計要素になる。看板等建築本体でなく附置物の落下防止留意も問われる。

5-1-4. 既存建築特有の問題

既存建築とくに築年数の古い建物で様々な問題が発生し得るが、維持管理と適切な修繕がなされているかどうかで状況が変わって来る。それがどの程度行われているかはただちに倫理問題とはならないが、著しく怠った場合にそれが原因で瑕疵が発生すれば倫理問題になる。白蟻被害も同様である。かび臭もあり得る。床材の腐食により踏み抜き等でけがを負う場合もある。点検と配慮を怠れば倫理問題になる。資産価値の低下は所有者の損失ではあるが、同時に社会的損失にもつながる。解体廃材の発生は最終処分場の環境負荷となり、社会的費用を発生させる可能性がある。

アスベスト処理問題は建築年次が古い建物の場合に深刻な汚染が起こり得る。被害は解体撤去作業が一番危険にさらされる。針状のアスベスト小粒子が肺の奥に入り、肺胞組織に刺さると二三十年後に急に中皮腫を発病し重傷となり、死亡事例も多い。

5-2. 建築物存在の環境影響

建物の存在が他に影響する倫理項目として日影問題、日照問題、景観問題、電波障害、局地風問題、建物の物理的形状がこれらの問題に直接関わる要素となる。建物存在そのものの問題とはやや異なるが騒音・振動、水質汚濁、植木等の農薬汚染等もある。

(1) 日影と日照問題

法規制を守っているとしても明らかな不利益をもたらす場合がある。具体例として住宅地において戸建住宅の日照に支障をもたらす高層住宅群の建設が問題になった事例がある。日陰になったので戸建住宅を売却して転居した人もいる。高層住宅同志でも争いが起きたところもある。超高層ビルの日影でも類似の状況があるだろう。

(2) 電波障害問題

ビルの形状とくに隅の形状が問題となるので、電波障害に配慮した形に設計することも行われる。問題発生後の二次的な解決も不可能ではない。

(3) 局地風問題

いわゆるビル風問題である。風洞実験やシミュレーション計算予測を行う場合もあるが、問題が起きてから修正することは難しい。法規的に違法である場合は少ないであろうが、突風でけがをする人が出たりすると補償や訴訟に発展することもあり得る。

(4) 景観問題

この要素で違法ということは少ないが、周囲の声により解体や改装、再塗装に追い込まれた事例もある。

5-3. 建物使用に伴う環境影響

(1) エネルギー消費に伴う環境負荷

建物ではエネルギー消費のうち電力消費が占める割合が大きいため発電方法にもよるがCO₂排出による気候変動や発電所からの大気汚染物質排出が主要な影響となる。

東京都区部のようなヒートアイランド問題がある地域では人工排熱も深刻な影響をもたらす場合がある。

(2) オゾン層破壊物質の排出

冷凍機冷媒の漏えいを防ぎ、空調設備更新時の機器中冷媒を完全回収して完全処理除去すること、断熱材発泡剤中のオゾン層破壊物質を解体、改装工事で改修密閉処理することが求められている。冷蔵庫、冷凍庫の冷媒も同様である。法で義務つけられている処理が行われていないことが多いが、だれから指摘されることがないために倫理的な呵責を感じない場合も多いと考えられる。またオゾン層破壊しない代替フロンの場合でもCO₂数千トン相当の大きな温室効果をもたらす物質もあるので気候変動影響にも留意が必要である。オゾン層破壊物質の放出、温室効果ガス排出の倫理は誰に対するのではなく地球環境そのものに対する倫理問題である*a。

(3) 悪臭問題

商店系では美容院や飲食店、店内で食品加工を行う商店、ペット店等、工場、処理場、養豚、養鶏場、堆肥製造施設等では特定の悪臭が発生する。これらの問題は建物そのものから発生する問題ではなく建物内での活動に起因する問題であるので建築そのものの建築

倫理とは異なった性格がある。違法でないとしても近隣への倫理上の対処が求められる問題であり、換気扇の変更や排気ダクトの設置等、建築設備的対処で解決を図るか、建物内での匂いの発生源位置の変更、あるいは解決には建物移設、立地そのものの変更を要する場合もある。

(4) 騒音・振動問題

建物使用者自身による発生責任が考えられるが、防音性能が乏しい建築であれば建築にも責務がある。狭隘な敷地で隣接建物との距離が不十分なために騒音が問題になるような場合には建物の性能よりも敷地の制約を無視して建築したことが問われる。

低周波問題も騒音問題の一種である。平常時に振動が近隣への問題になることは通常の建築では起こりにくい解体工事に際しては振動影響被害が発生しやすい。

5-4. 美意識影響倫理

建築様式認識や美意識における倫理は指摘されないと認知されにくい側面であろう。そこで生活したり毎日見慣れている建物は、その人にとってそれが標準形になり、建築はそういうものという認識が知らずすり込まれて行く。もし不適切な様式や美的に優れない建物が存在し、それを基準に考えてその発想の範囲で次に建物を建てることになった場合、望ましからざる様式の建築を建てたことが余韻として次の世代の建築の美的な質にも悪影響を及ぼしかねない。これも倫理問題として留意すべき一要素である。あまり指摘されることがなかった問題と思われるが潜在的に広範に影響する問題であるので発生確率が低い他の問題より全体的な影響は大きいと考えられる。

今ある建物がそれを使い、毎日見ている人々に与える影響についても、ここで検討しておきたい。建築様式認識や美意識への影響は指摘されないと認知されにくい側面であろうが、確実に何らかの影響がある。そこで生活したり毎日見慣れている建物は、その人にとってそれが標準形になり、建築はそういうものという認識が知らずすり込まれて行く。もし機能面でも様式でも不適切なものであったり美的に優れない建物が存在し、それを基準に考えてその発想の範囲で次に建物を建てることになった場合、望ましからざる建築を建てたことが余韻として次の世代の建築の質にも悪影響を及ぼしかねない。これを倫理問題として問うべきかどうか、瑕疵として厳しく追及するものではないが、留意すべき一要素である。あまり指摘されることがなかった問題と思われるが潜在的に広範に影響する問題であるので発生確率が低い他の問題より全体的な影響は大きいと考えられる。

6. 建物群の環境倫理

以上は単体の一つの建物についての倫理として扱ったが、街区を構成する建物群、一団地の住宅群等、集団としての建物群の倫理も考え得る。基本的には建築単体の倫理と類似の問題構造において論ずることができる側面が多いかと思われるが、建物群の規模に応じ

て影響力も増すので、より深く考えるべきという要求と、建物群としての独自の問題とがあると考えられる。集団としての独自の問題は構成建物群の統一的な秩序の形成に係わるものが主要なものであろう。

町並みの秩序形成に規定や標準を用意する例は再開発等においては可能であるが、例えば江戸時代からの町並みを維持してきている街区では、屋根勾配や素材、様式の統一に向けて暗黙の規定や緩やかな約束が存在した事例もある。

集合住宅や住宅団地での管理組合規定の中にはある種の集団倫理的な規定が用意されていると考えられる。あるいは近隣商店会等でも同様に建物群の倫理が規定や不文律として機能している場合もあるだろう。また風致地区等では行政体の条例として建築倫理的な規定がなされている場合がある。

しかし概して現代の街区は景観秩序の形成に関して無頓着であり、多様な建築様式が混在して街区としての美観が損なわれているところが多いように見受けられる。地場の材で地場の大工が建てた建物群が自然に秩序有る美観を形成していたであろう江戸時代の集落景観に対して、これからは街区の意図的な景観形成をねらった建物群美観倫理を追求すべきと考える。

*a: オゾン層破壊により皮膚がん、とくにメラノーマ（黒色腫ともいう）の人体健康影響が出るのでオゾン層破壊を止めなければいけないという説が多く語られるが、人体被害より地球成層圏大気圏の破壊そのものがけた違いに深刻であり、オゾン層破壊そのものを問題にすべきものである。

- 1) 今道友信(1990)エコエティカ、講談社学術文庫
- 2) IPCC5 次報告書、英語版 <http://www.ipcc.ch/report/ar5/>, 気象庁, 日本語版, <http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar5/,FCCC> 気候変動枠組条約事務局 <http://unfccc.int/bodies/body/6444.php,2014>